

厚木市水道法施行細則

(趣旨)

第 1 条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行については、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専用水道の布設工事の確認申請)

第 2 条 法第33条第 1 項に規定する申請書は、専用水道布設工事確認申請書とする。

2 法第33条第 5 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認通知書により、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかわからないかを判断することができないときは専用水道布設工事不適合（不確認）通知書により申請者に通知するものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第 3 条 法第33条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届により行わなければならない。

(専用水道の給水開始の届出)

第 4 条 法第34条第 1 項において準用する法第13条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始届により行わなければならない。

(水道技術管理者の設置等の報告)

第 5 条 専用水道の設置者は、法第34条第 1 項において準用する法第19条第 1 項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに、専用水道技術管理者設置報告書を市長に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに、専用水道技術管理者変更報告書を市長に提出しなければならない。

(専用水道の水質検査の報告)

第 6 条 専用水道の設置者は、法第34条第 1 項において準用する法第20条第 1 項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに、当該水質検査の結果を市長に報告しなければならない。

(専用水道の業務の委託等の届出)

第 7 条 法第34条第 1 項において準用する法第24条の 3 第 2 項の規定による業務を委託したときの届出は専用水道管理業務委託届により、委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道管理業務委託契約失効届により行わなければならない。

(専用水道の廃止の届出)

第 8 条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに、専用水道廃止届を市長に提出しなければならない。

(簡易専用水道の設置の届出)

第 9 条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに、簡易専用水道設置届を市長に提出しなければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出)

第10条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項（次に掲げる事項に限る。）に変更があったときは、速やかに、簡易専用水道変更届を市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(3) 水槽の形状及び位置

(簡易専用水道の廃止の届出)

第11条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに、簡易専用水道廃止届を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。